

青森県報

号外第三十二号

平成三十年
三月三十日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……

訓 令

○職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 前項の規定により職員に出納員を命じようとする場合において、当該職員が知事の補助機関である職員でないときは、その職員は、出納員に命ぜられる際に知事の補助機関である職員に併任されたものとする。

第六条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第五条第二項及び第三項の規定は、分任出納員について準用する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条の二第二項の規定は、前項の規定により分任出納員に命ぜられた者とされた職員について準用する。

第八条第三項中「第六条第三項」を「第五条第三項」に改め、「これを」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の表の上欄に掲げる局、課及び公所に係る同表の下欄に定める会計員は、それぞれ当該局、課及び公所の長(地域県民局にあつては、各部の長)が命ずる。

第三十九条第三項中第十八号を第十九号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 自動車保管場所証明手数料及び保管場所標章の交付に係る手数料
第二百二十四条第一項中「総務部長を経て知事の承認を受けなければ」を「当該財産の所属する部局の長に協議しなければ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「承認があつた」を「規定による協議が成立した」に改める。

別表第一中「青森県量子科学センター」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三十九条第三項の改正規定は、同年五月十四日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第十号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表の第五号を次のように改める。

五 併任（出納員、分任 出納員、収納分任出納 員及び会計員（以下 「出納員等」とい う。）を命ずる場合を 除く。）	履歴書	一通	
--------------------------------------------------------------------------	-----	----	--

第七条第一項の表の第二号中「会計管理者が辞令書を交付して行う」を「青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の定めるところによる」に改める。
別表8の項を次のように改める。

8 併任（出 納員等を 命ずる場 合を除 く。）		青森県職員に併任させる 主事に補する 無給とする 〇〇部〇〇課勤務を命ずる	氏 名
--------------------------------------	--	------------------------------------------------	-----

別表12の項及び13の項中「出納員等」を「出納員及び分任出納員」に改め、「会計員、」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭